

平成16年第4回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																														
◎予算 (11件) 総務局	平成16年度三重県一般会計補正予算(第4号) 平成16年度三重県一般会計補正予算(第5号) 平成16年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) 平成16年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第2号) 平成16年度三重県中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) 平成16年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) 平成16年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号) 平成16年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) 平成16年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) 平成16年度三重県電気事業会計補正予算(第3号) 平成16年度三重県病院事業会計補正予算(第2号)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予</td> <td>算</td> <td>11件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6">議案 37件</td> </tr> <tr> <td>条</td> <td>案</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td>議</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>他</td> <td>案</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>報</td> <td>告</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>認</td> <td>定</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>提</td> <td>出</td> <td>65件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予	算	11件	}	議案 37件	条	案	13件	の	議	13件	他	案	15件	報	告	12件	認	定	1件	提	出	65件				計			
予	算	11件	}	議案 37件																												
条	案	13件																														
の	議	13件																														
他	案	15件																														
報	告	12件																														
認	定	1件																														
提	出	65件																														
	計																															

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (13件) 地域振興部	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(公布の日、平成 17 年 2 月 7 日又は大紀町の設置の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県屋外広告物条例の一部改正に伴い、同条例に基づく広告物又は掲示物件の保管、公示若しくは売却等の事務を津市ほか 4 7 市町村が処理することとする事務とする。 ・三重郡楠町を廃し、その区域を四日市市に編入する処分に伴い、公職選挙法施行令に基づく事務を処理することとする市町村から楠町を除く。 ・三重郡楠町を廃し、その区域を四日市市に編入する処分に伴い、次の事務を四日市市が処理することとする事務とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 三重県交通災害共済条例に基づく事務 (2) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく事務 (3) 三重県屋外広告物条例に基づく事務 ・度会郡大紀町の設置に伴い、次の事務を同郡大紀町が処理することとする事務とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公職選挙法施行令に基づく事務 (2) 農地法に基づく事務 (3) 三重県漁港管理条例に基づく事務 (4) 三重県屋外広告物条例に基づく事務

区 分	件 名	概 要
総務局	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成 16 年 10 月 8 日付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、一般職の職員の寒冷地手当の規定を改正するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寒冷地手当に係る規定を削る。
総務局	三重県手数料条例の一部を改正する条例案	<p>薬事法等の一部改正に伴い、手数料についての規定を整備するものである。 (平成 17 年 1 月 1 日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 手数料の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・薬事法関係 (2) 手数料の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・建築士法関係

区 分	件 名	概 要
総務局	三重県県税条例の一部を改正する条例案	<p>三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金及び三重県環境保全基金の財源に充てるため、法人の県民税の法人税割に係る税率の特例措置の適用期限を延長するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税の税率を5.8パーセントとする特例措置の適用期限を平成22年12月31日(現行 平成17年12月31日)まで5年間延長するものとする。
健康福祉部	クリーニング所における必要な措置に関する条例の一部を改正する条例案	<p>クリーニング業法の一部改正に伴い、クリーニング所における必要な措置に関する条例の題名を改正するとともに、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業者に係る規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年1月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の題名をクリーニング所等に係る営業者が構すべき必要な措置に関する条例(現行 クリーニング所における必要な措置に関する条例)に改める。 ・クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業者に係る必要な措置の規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
環境森林部	<p>大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>市町村合併の進展にかんがみ、排出基準及び排水基準の適用区域についての規定を改正するものである。 (公布の日(2)については平成17年2月7日)から施行) (主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出水の汚染状況に係る排水基準の適用区域の位置について規定を整備する。 ・三重郡楠町を廃し、その区域を四日市市に編入する処分に伴い、はいじん及び有害物質に係る排出基準に係る適用区域について規定を整理する。
環境森林部	<p>三重県公害健康被害認定審査会条例を廃止する条例案</p>	<p>三重郡楠町を廃し、その区域を四日市市に編入する処分に伴い、公害健康被害認定更新等の事務を四日市市が行うこととなるため、三重県公害健康被害認定審査会条例を廃止するものである。 (平成17年2月7日から施行)</p>
総務局	<p>破産法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案</p>	<p>破産法の施行に伴い、関係条例の規定を整備するものである。 (平成17年1月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる条例において、規定を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (2) 三重県特定公共賃貸住宅条例 (3) 三重県営住宅条例

区 分	件 名	概 要
県土整備部	<p>三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案</p> <p>三重県流域下水道条例及び都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>良好な景観の形成及び風致の維持を図るため、屋外広告物法の一部改正等に伴い、除却した広告物等の保管、売却、廃棄等を行うための規定を整備するとともに、必要な改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の目的に良好な景観の形成を加える。 ・簡易に除却できる広告物等に広告旗を加える。 ・除却した広告物等の保管、公示、売却、廃棄、返還等に係る規定を整備する <p>三重郡楠町を廃し、その区域を四日市市に編入する処分に伴い、関係条例の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年2月7日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 三重県流域下水道条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道の処理する区域の存する市町に係る規定を整理する。 (2) 都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法施行令第31条ただし書の規定により条例で定める区域から楠町の区域を除く。
教育委員会	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成16年10月8日付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、公立学校職員の寒冷地手当の規定を改正するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寒冷地手当に係る規定を削る。

区 分	件 名	概 要
教育委員会	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	<p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、新たに北牟婁郡紀伊長島町に三重県立尾鷲高等学校の分校を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 17 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等学校の分校を次のとおり設置する。 (名称) 三重県立尾鷲高等学校長島分校 (位置) 北牟婁郡紀伊長島町 (現行の三重県立長島高等学校に同じ) (設置課程) 全日制
企業庁	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	<p>職員の給与に関する条例の一部改正等にかんがみ、寒冷地手当の規定を改正するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寒冷地手当に係る規定を削る。
◎その他議案 (13件) 総務局	当せん金付証票の発売について	<p>公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額等必要な事項を定める。</p> <p>○発売総額 平成 17 年度 154 億円以内</p>
地域振興部	町村の廃置分合について	<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 2 月 14 日から、度会郡大宮町、同郡紀勢町及び同郡大内山村を廃し、その区域をもって新たに度会郡大紀町を置くものである。</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部	工事請負契約について	<p>中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）松阪浄化センター汚泥濃縮脱水設備（機械）工事その4</p> <p>○工事場所 松阪市高須町 地内</p> <p>○契約金額 609,000,000 円</p>
	工事請負契約について	<p>中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）多気幹線（左岸ルート第3工区）管渠工事</p> <p>○工事場所 松阪市山添町～多気郡多気町大字弟国 地内</p> <p>○契約金額 488,250,000 円</p>
	工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）外宮幹線（第1工区）管渠工事</p> <p>○工事場所 度会郡御薮村大字新開～伊勢市船江2丁目 地内</p> <p>○契約金額 変更前 1,128,750,000 円 変更後 1,116,923,850 円</p>
	工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）二見幹線（第2工区）管渠工事</p> <p>○工事場所 度会郡二見町大字今一色～伊勢市大湊町 地内</p> <p>○契約金額 変更前 1,181,250,000 円 変更後 1,153,183,500 円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第3工区）内宮幹線（第1工区）管渠工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事場所 度会郡御菌村大字高向～伊勢市小木町地内 ○契約金額 変更前 1,815,450,000 円 変更後 1,811,273,000 円
健康福祉部	財産の処分について	<p>老人休養ホームふよう荘の売却</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約金額 100,800,000 円
総務局	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について</p> <p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>（平成16年10月1日で事務受託をする団体） 志摩市</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>（平成16年11月1日で事務受託をする団体） 伊賀市</p>

区 分	件 名	概 要
総務局 つづき	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。</p> <p>（平成 16 年 12 月 31 日で事務受託を廃止する団体）</p> <p>松阪市 嬉野町 三雲町 飯南町 飯高町 三重県一志郡三雲町松阪市学校組合 松阪地方介護広域連合 三重県亀山市、鈴鹿郡関町老人福祉施設組合</p>
地域振興部	専決処分の承認について （出資について）	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。</p> <p>（平成 17 年 1 月 10 日で事務受託を廃止する団体）</p> <p>亀山市 関町</p> <p>関西国際空港株式会社に、次のとおり出資した。</p> <p>1 金 額 77,000,000円 2 相手方住所氏名 大阪府泉佐野市泉州空港北 1 番地 関西国際空港株式会社 代表取締役社長 村 山 敦</p>

区 分	件 名	概 要
<p>◎ 報告 (15件) 県土整備部</p>	<p>専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について</p>	<p>県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起 (和解を含む。) を行った。</p>
<p>農水商工部</p>	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 16 年 8 月 12 日 鈴鹿市西条 5 丁目地内の市道において発生した北勢県民局農政商工部 (農政・普及室) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 98,007 円</p>
<p>警察本部</p>	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成 15 年 10 月 30 日 松阪市西町地内の市道において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 13,154 円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 4 月 8 日尾鷲市古戸町地内の駐車場において発生した尾鷲警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 213,224 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 4 月 8 日鈴鹿市石薬師町地内の市道において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 5,444 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 5 月 3 日一志郡一志町大字田尻地内の駐車場において発生した久居警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 100,170 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 6 月 8 日愛知県安城市今本町地内の市道において発生した警備第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 272,744 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 6 月 12 日桑名市中央町地内の市道において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 98,400 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 6 月 19 日津市雲出本郷町地内の駐車場において発生した地域課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 65,565 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 7 月 3 日一志郡嬉野町大字川北地内の町道において発生した久居警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 61,535 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 7 月 14 日四日市市新正地内の市道において発生した交通機動隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 258,898 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 7 月 26 日鳥羽市堅神町内の市道において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 19,331 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年7月3日伊勢市矢持町地内の県道横輪南勢線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 236,303 円
	専決処分の報告について 損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年7月22日上野市西大手町地内の三重県が管理する国道25号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 45,675 円
警察本部	議会の議決すべき事件以外の契約について	県が賃借人となる予定価格7千万以上の賃貸借の契約 【契約名称】 電子計算機の賃貸借保守に関する契約 【契約金額 267,939,000 円】

区 分	件 名	概 要
◎認定 (12件)	平成15年度三重県一般会計決算ほか11特別会計決算 ・平成15年度三重県一般会計決算 ・平成15年度三重県交通災害共済事業特別会計決算 ・平成15年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計決算 ・平成15年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計決算 ・平成15年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計決算 ・平成15年度三重県中央卸売市場事業特別会計決算 ・平成15年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計決算 ・平成15年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計決算 ・平成15年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計決算 ・平成15年度三重県港湾整備事業特別会計決算 ・平成15年度三重県流域下水道事業特別会計決算 ・平成15年度三重県公共用地先行取得事業特別会計決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
◎提出 (1件) 総務局	三重県土地開発基金運用状況報告書	地方自治法第241条第5項に基づくもの